

**1講座140分**  
**とことん学び合います!**

講座の魅力を動画でご紹介します  
 ⇒<http://u0u1.net/E7c9>



# 小さな市民の生命と権利をまもる

## ～憲法と子どもの権利条約からのプログラム～



増山 均 氏  
 早稲田大学名誉教授



妹尾 浩也 氏  
 三多摩学童保育  
 連絡協議会会長



喜多 明人 氏  
 早稲田大学教授



池上 洋通 氏  
 自治体問題研究所  
 主任研究員

今年3月に東京都目黒区で、5歳の女の子が虐待で亡くなりました。「もうおねがい ゆるして ゆるしてください おねがいます」—この叫びにどう応えるか。小さな市民の生命と権利はもちろん、大学教育に至るまですべての子どもの成長と発達の条件をゆたかに保障する、いまこそ自治体が子どもの権利に正面から向き合うときです。



阿部 加代子 氏  
 奥州市市議会議員

日時 **2018年8月8日(水)13:00~18:00、8月9日(木)9:15~17:00**

会場 **都立多摩図書館セミナールーム** JR 中央線西国分寺駅南口徒歩7分

TEL: 042-359-4020 (東京-西国分寺 快速電車で46分、中央特快で37分\*国分寺駅で乗換え)

受講料 **28,000円** 再受講 26,000円/町村議員 25,000円/多摩住民自治研究所会員 23,000円

／新規多摩研入会の方 22,000円/被災県(岩手県・宮城県・福島県)の方は10,000円

定員 **100名** (ご宿泊はご自身でお手配ください)

主催 **NPO法人多摩住民自治研究所** 〒191-0016 日野市神明3-10-5 エスプリ日野 103

TEL042-586-7651 Fax042-514-8096 E-mail [tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp](mailto:tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp) <http://www.tamaken.org>

多摩研  
第33回  
議員の学校  
申込み方法

[参加費] 28,000 円 (表示価格はすべて消費税込)

- \* 再受講 26,000 円 / 町村議員 25,000 円 / 多摩住民自治研究所会員 23,000 円 / 新規多摩研入会の方 22,000 円
- \* 被災地の岩手県・宮城県・福島県の方は 10,000 円
- \* ご宿泊はご自身でお手配ください。

下記の申込書を FAX または e-mail でお送りください。

FAX: 042-514-8096

e-mail: tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp

FAX またはメールで受講希望を受け付け次第、受講案内、郵便振替用紙、宿泊施設案内等をお送りします。

多摩研 第33回 議員の学校 参加申込書

■ 氏名(フリガナ)	男 ・ 女	歳	■ 自治体・議会名
			(在任 期目)
■ 住所 〒 □□□-□□□□			
■ 領収書の宛て先(名称)			
■ e-mail @			
■ 自宅 TEL □□□□-□□□□-□□□□			
■ 自宅 FAX □□□□-□□□□-□□□□			
■ 携帯電話 □□□□-□□□□-□□□□			
■ 今後の当研究所の催しのご案内 <input type="checkbox"/> 希望する (e-mail) <input type="checkbox"/> 希望する (郵送) <input type="checkbox"/> 希望しない			

■ 割引対象チェックリスト

- 再受講
- 町村議員
- 多摩住民自治研究所会員
- 新規多摩研入会の方
- 被災地(岩手県・宮城県・福島県)

◆ 会場へのアクセス

都立多摩図書館セミナールーム

東京都国分寺市泉町2-2-26  
TEL 042-359-4020

- 東京駅から  
JR 中央線で西国分寺駅まで快速電車で46分、中央特快で国分寺駅乗換え37分。
- 新横浜駅から  
JR 横浜線で八王子駅乗り換え、中央線西国分寺駅下車で約1時間4分。
- 大宮・浦和方面から  
南浦和駅から JR 武蔵野線で西国分寺駅下車28分。



JR 中央線・武蔵野線西国分寺駅南口徒歩7分

# 議員の学校

小さな市民の命と権利を守るために  
 ～憲法と子どもの権利条約から考える～

8/8 (水)

12:30 受付開始  
 12:55 開会の言葉、ガイダンス  
 13:00 講義1 増山 均, 質疑応答  
 15:20 休憩  
 15:35 講義2 妹尾 浩也  
 質疑応答  
 17:20 休憩  
 17:30 子どもたちからのメッセージ  
 18:00 1日目終了

8/9 (木)

9:15 実践報告 阿部 加代子  
 9:55 休憩  
 10:10 講義3 喜多 明人  
 12:30 昼食・休憩  
 13:30 講義4 池上 洋通  
 15:20 休憩  
 15:30 全体こたがる質疑応答  
 17:00 修了証及び次回学校開催  
 計画のお知らせ、解散

1日目● 8月8日(水)

◆講義1 13:00～15:20 (講義110分・質疑応答30分)

## 子どもの虐待死から考える現代日本の家族と子育て

～「競争社会」から「共生社会」への価値観の転換を～

講師:増山 均 氏 (ましまま ひとし 早稲田大学名誉教授 )



子育てをめぐる悲しい事件があとを絶たない。原因に目を向けると、直接的には親自身に問題があるが、その背景には、国の教育政策による教育課程の改変や学力テストによる競争の激化、さらには「家庭教育」の強調などがあり、親の子育て・教育観を歪ませていく根深い社会の問題が見え隠れしている。競争社会に引きずられた価値観ではなく、個人の価値と人権を大切に、共に生きる共生社会をめざす価値観への転換を、子どもの権利条約の視点から考えてみたい。

■1948年生まれ。日本福祉大学社会福祉学部教授を経て、早稲田大学文学学術院教授。子どもの福祉・教育・文化問題、子どもの人権問題を総合的に研究を進めている。日本子どもを守る会「子ども白書」編集委員。  
 ■著書『アニメーションと日本の子育て』(2018本の泉社)、『学童保育と子どもの放課後』(新日本出版社2015年)、『「幸せに生きる力」を伸ばす子育て—日本の子ども観・子育て観を見直す』(柏書房2015年)、『うばわなないで!子ども時代: 気晴らし・遊び・文化の権利』(共著、2012年 紀伊国屋書店) 他多数。



◆講義2 15:35～17:20 (講義90分・質疑応答15分)

## 学童保育の現場から子どもの権利を考える

講師:妹尾 浩也 氏 (せのお ひろや 三多摩学童保育連絡協議会会)

大規模学童で子どもたちが落ち着かない…、待機がなくならない…。新制度施行から3年、さまざまな課題が散見するなか、地方分権改革において基準緩和(参酌化)の議論が進められています。学童保育は、子どもの自主的な遊びと子どもが自由に選択する人間関係が尊重される、いわば“素”のままの生活の場です。この講座では、子どもの権利を視点に、学童期の子どもの成長・発達を確認しながら、学童保育のカたちについて考えます。

■1961年生まれ。グラフィックアートディレクター&デザイナー、NPO法人多摩住民自治研究所副理事長、三多摩学童保育連絡協議会会長ほか。主に書籍装幀・デザイン・出版に従事。

◆子どもたちからのメッセージ 17:30～18:00

「議員の学校」学校長である池上洋通氏が主催する「中高生のための憲法塾」に参加する中高生からの発言

2 日目 ● 8 月 9 日 (木)



◆実践報告 9:15~9:55 (報告 30 分・質疑応答 10 分)

議員発議による

『奥州市子どもの権利条例』制定とその後の取組み

報告者:阿部 加代子 氏 (あべ かよこ 奥州市市議会議員)

◆講義 3 10:10~12:30 (報告 110 分・質疑応答 30 分)

なぜ、いま、子どもの権利条例なのか？！

～子どもの権利条約採択 30 周年、日本批准 25 周年を前にして～

講師:喜多 明人氏 (きた あきと 早稲田大学教授)



今、地方自治体は、少子化、人口減が進む中で、自治体自体の「消滅の危機」にさらされています。我がまちの存亡は、子ども、若者にかかっています。だからこそ、自治体における子ども施策は、地方政治の最優先事項となっているのです。しかし子ども、若者の現実、虐待死、いじめ自死、体罰や暴言自死等々、先行きの見えない閉塞状態にあり、そこで、子どもの権利条例の出番となります。

■1949 年生まれ。早稲田大学文化構想学部教授。日本教育法学会理事。1991 年、国連・子どもの権利条約の普及のために、情報センターとして「子どもの権利条約ネットワーク」を設立、同代表。2002 年、「子どもの権利条約総合研究所」を設立、同代表。多様な学び保障法実現する会共同代表 ■著書『子どもの権利—次世代につなぐ』(2015 エイデル研究所)『活かそう！子どもの権利条約』(1997 ポプラ社)、『子どもの参加の権利』(1996 三省堂)、『学校環境と子どもの発見』(1983 エイデル研究所)、など。他多数。



◆講義 4 13:30~15:20 (講義 120 分\*質疑は質疑応答で行います)

子どもの権利条例と全年齢の子ども政策

～条例のつくり方と、全年齢の政策について具体的に～

講師:池上 洋通 氏 (いけがみ ひろみち 自治体問題研究所)

憲法13条は「国民は個人として尊ばれる」と書き、幸福への権利を保障することを「国政の義務」としています。幸福とは、だれもが自由に生き方を選び、それを実現すること。子どもの成長・発達と生活の権利を保障することは、そのための最低条件です。そして市町村こそが、1人1人の生活に向き合うための政府組織です。権利条例をつくり、幼児から大学までの全年齢の政策を確立するのは、市町村の義務なのです。条例づくりから、すべての権利を具体化するための民主的な政策展開を分かりやすく講義します。

■1941 年静岡県生まれ。自治体職員、研究機関常勤役員、大学講師などの経験を持つ、地方自治の理論・政策の実践的研究者で、全国各地で数多くの講演や研究活動を行ってきました。著書・論文は地方自治体論、地域分析をはじめとして、保健医療、社会福祉、教育、防災など、地方自治体の政策の全分野にわたっています。 ■著書『生きたかった—相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』(大月書店 2016)『大震災復興へのみちすじ』共著(自治体研究社 2011)、『市町村合併・これだけの疑問』(自治体研究社 2001) 他。

◆全体にわたる質疑応答—すべての疑問に答えます 15:30~17:00 (90 分)